杉並区告示第５６１号

特定生産緑地（杉並区）の解除

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

令和 8 年 11 月 11 日

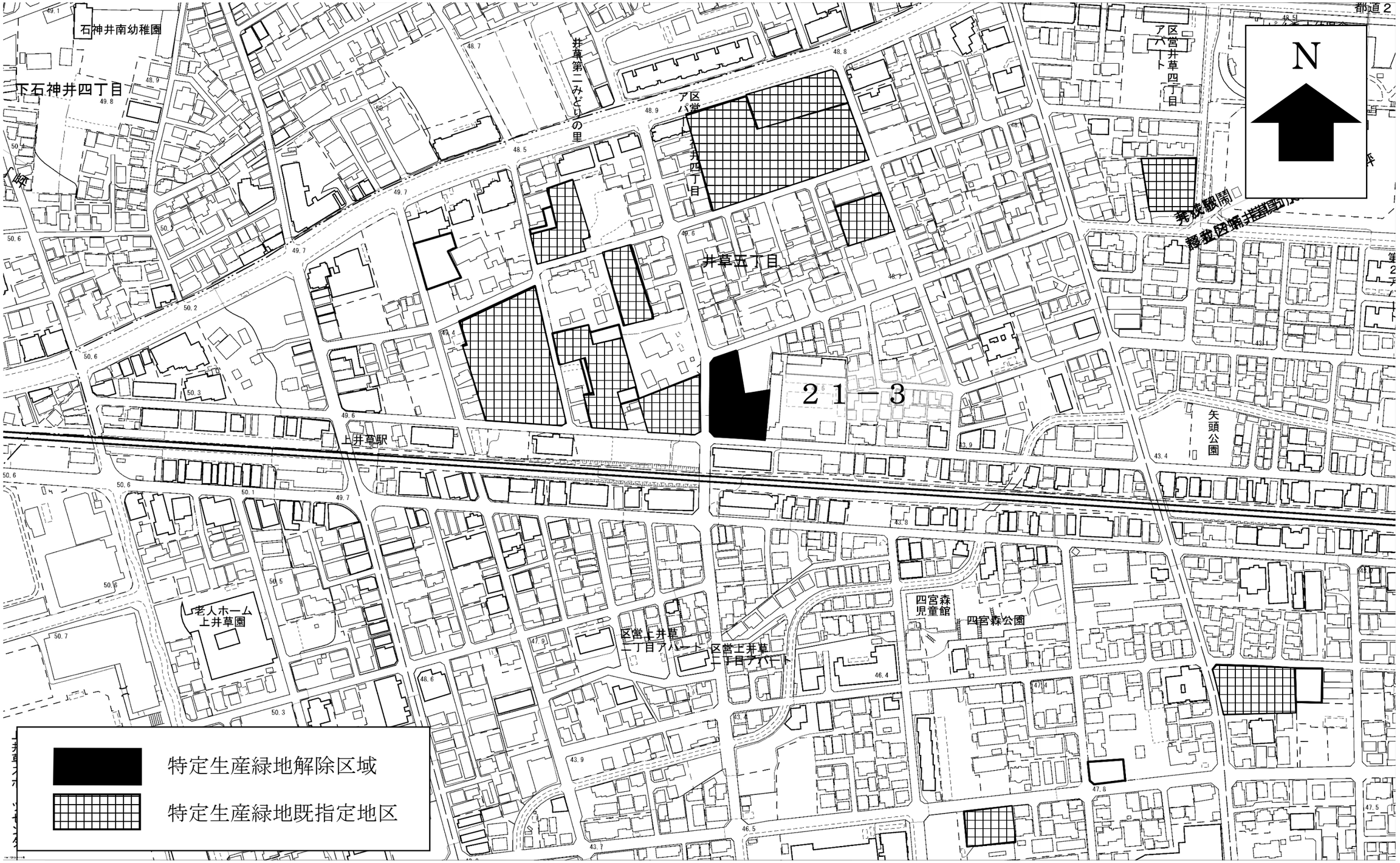
杉並区長　岸本 聡子

番号	位　置	特定生産緑地の面積	公示日
21-3	杉並区井草五丁目地内	約 1,610 ㎡	令和 3 年 11 月 1 日
21-36	杉並区久我山二丁目地内	約 520 ㎡	令和 3 年 11 月 1 日

「区域は解除図表示のとおり」

特定生産緑地　杉並区　解除図

図面番号　1／2



「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図を使用（承認番号：8 都市基交測第 87 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」
「（承認番号）8 都市基街都第 48 号、令和 8 年 5 月 12 日」「（承認番号）8 都市基交都第 26 号、令和 8 年 5 月 18 日」

100m

縮尺　1/2500

特定生産緑地　杉並区　解除図

図面番号　２／２



「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図を使用（承認番号：8 都市基交測第 87 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」
「（承認番号）8 都市基街都第 48 号、令和 8 年 5 月 12 日」「（承認番号）8 都市基交都第 26 号、令和 8 年 5 月 18 日」

100m

縮尺　1/2500